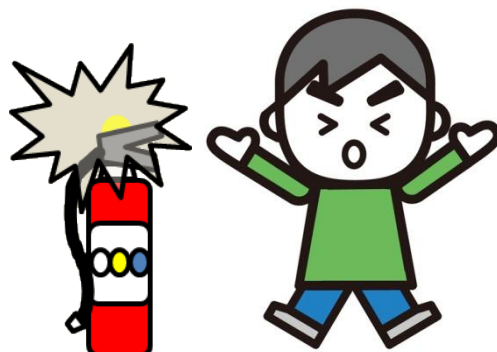


老朽化消火器の適切な取扱いについて



老朽化消火器による破裂事故が発生していることもあり、住民の皆様、事業者に対して周知徹底をお願いします。

腐食が進んでいる消火器があれば、**廃消火器リサイクル回収窓口**にご連絡されますようお願いいたします。

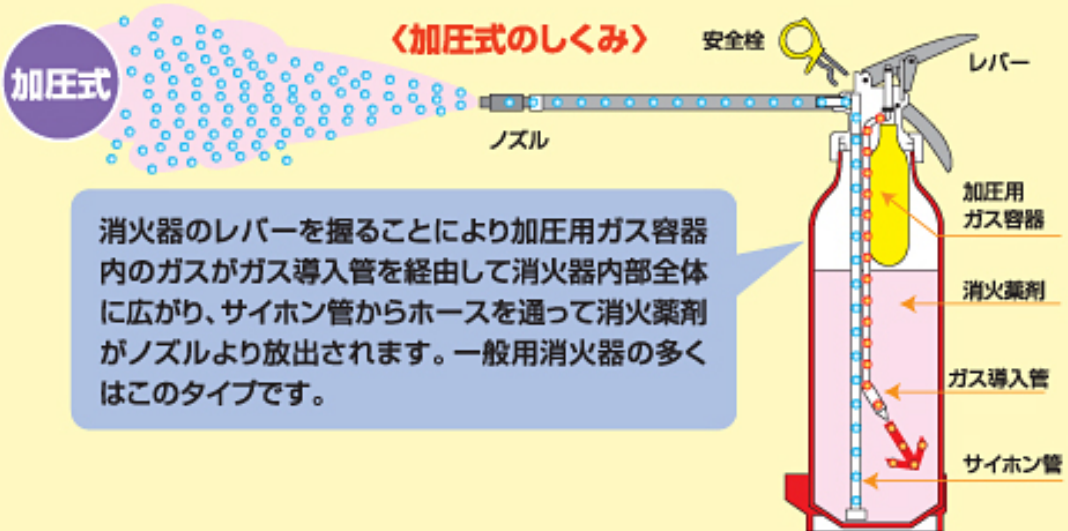
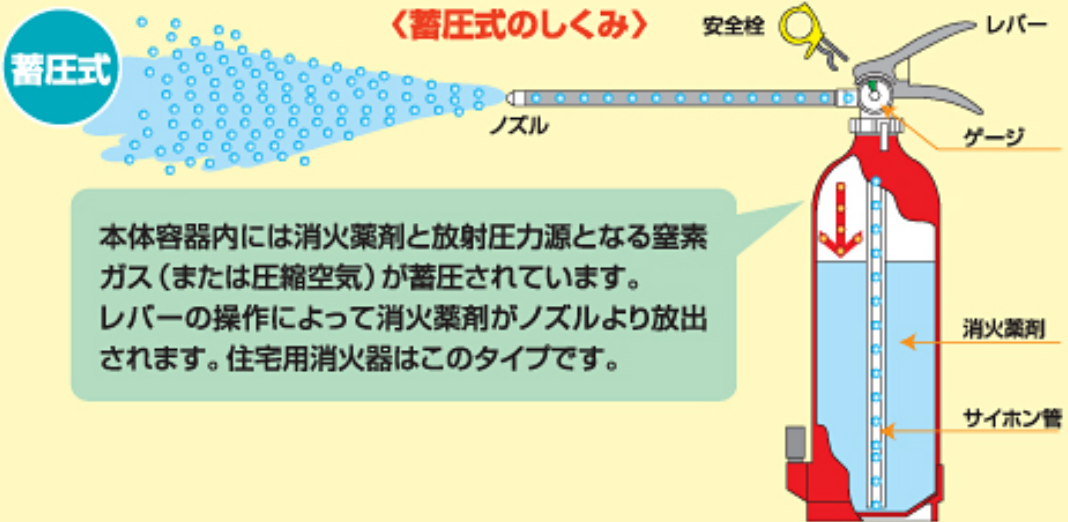
廃消火器リサイクル回収窓口のHPアドレスです。

<http://www.ferpc.jp/accept/>

- 消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所等に設置されていないかを確認するとともに、消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは絶対に使用しないこと。
- 不要になった消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、回収を行っている事業者へ廃棄処理を依頼すること。特に、腐食が進んでいる加圧式の消火器は、容器破裂の危険性が大きいので、速やかに廃棄処理を依頼することが望ましいこと。

消火器の内部構造（蓄圧式・加圧式）

消火薬剤の放出には2つの方式があります。



出典：一般社団法人日本消火器工業会HP
(<http://www.jfema.or.jp/howto/howto3.html>)

老朽化消火器に係る破裂事故の発生状況

◆ 主な事故の類型

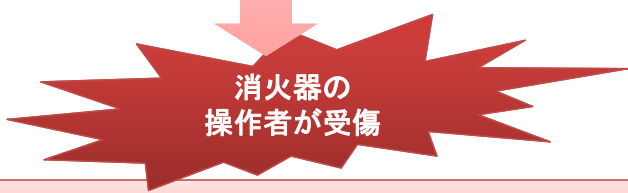
○ 事故の類型として最も多い内容



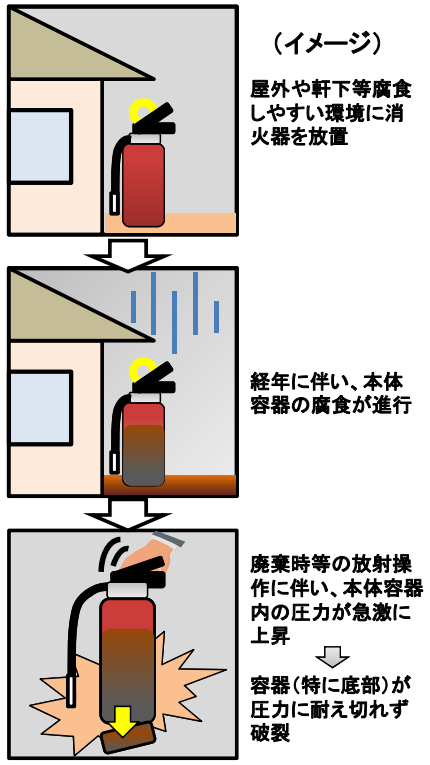
経年に伴い本体容器(特に底部)が腐食して強度低下

(通常は圧力のかかっていない) 加圧式の消火器において、放射操作に伴い本体容器内の圧力が急激に上昇し破裂

* 蓄圧式でも、腐食による強度低下等と相まって、廃棄処理時の過度の応力や衝撃により破裂する事例が散見



住宅、野外等で放置されていたものが多い模様



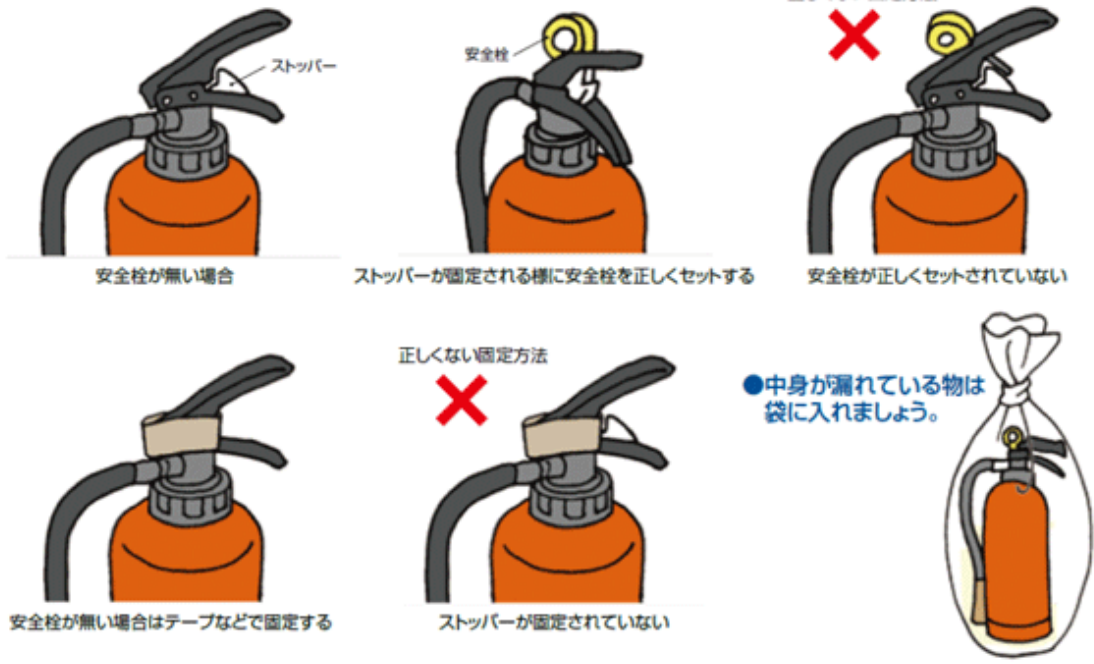
* 加圧式・蓄圧式の違いについては次のURLを参照。[<http://www.jfema.or.jp/howto/howto3.html>]

○ 消火器を取り扱う際の注意事項

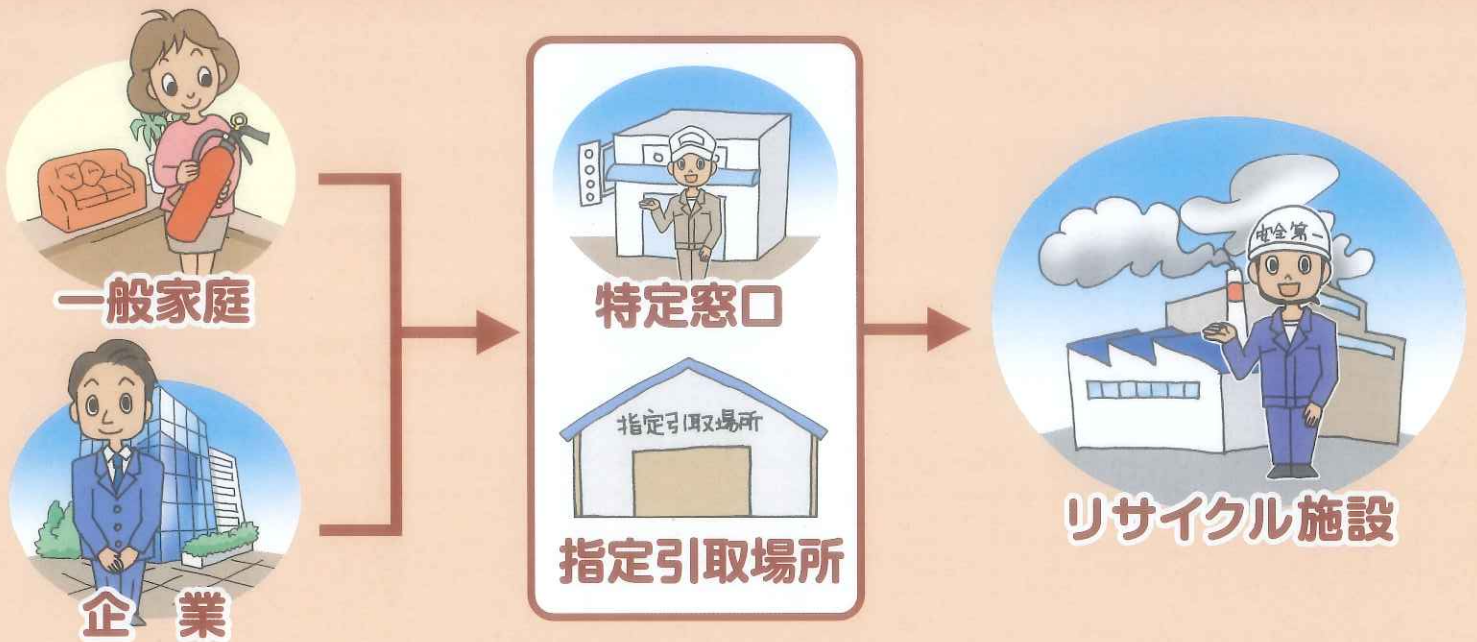
安全栓の有無の確認

収集運搬の際は、廃消火器や廃消火薬剤が飛散・漏えいしないように処置して下さい。

●安全栓の有無を確認しましょう



はじまっています、 消火器のリサイクル。



2010年1月1日から、消火器のリサイクルシステムがはじまりました。

消火器リサイクルシールのついた消火器は、
廃棄に必要な費用が製品価格に反映されています。
シールのない消火器は、シールを貼って排出してください。

● 廃棄の際には、消火器リサイクルシールを貼付してください。

現在お持ちの消火器を廃棄する場合は、右記の「既製品用消火器リサイクルシール」を指定引取場所あるいは特定窓口(消火器販売店)で購入し、消火器に貼り付け、特定窓口や指定引取場所へお持ちください。2010年1月以降に製造されている消火器は、消火器リサイクルシール付で販売されています。詳しくはホームページをご覧ください。

(注1) 対象商品によってシールの種類が異なります。
また右記リサイクルシールは見本であり、シールのデザイン等は修正されることがあります。

(注2) 排出場所から特定窓口または指定引取場所までの運搬については、別途費用がかかります。



既製品用消火器
リサイクルシール
有効期限 2年



新製品用消火器
リサイクルシール
有効期限 10年



社会実験用消火器
リサイクルシール
有効期限 10年
(2010年製造分のみ)



発行元 (社)日本消火器工業会 (株)消火器リサイクル推進センター
お問合せ (株)消火器リサイクル推進センター 03-5829-6773 (9:00~17:00 土日祝日、年末年始を除く)
<http://www.ferpc.jp/>